

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律について

趣 旨

- 「地方分権改革推進会議報告」や「国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針」を受け、国と地方の費用負担の在り方の見直しの観点から、**義務教育費国庫負担金の負担対象経費を国として負担すべきものに限定。**
- 平成15年度から、「**共済費長期給付及び公務災害補償に係る部分を一般財源化**」。

- これらは、**給与ではなく、積立金等に充当される経費。**
- **これまでも**、恩給費（共済制度施行前の教員の退職後の給付金）や共済費追加費用（共済制度発足前の積立金補填経費）等の**類似の経費は一般財源化。**

（ ・ 恩給費 → 平成元年度
・ 退職年金・退職一時金、共済費追加費用 → 平成5年度 ）

概 要

○ 義務教育費国庫負担法の一部改正

義務教育諸学校（養護学校の小・中学部を除く）の教職員に係る**共済費長期給付及び地方公務員災害補償基金負担金に要する経費を国庫負担対象から除外する。**

○ 公立養護学校整備特別措置法の一部改正

養護学校の小・中学部の教職員に係る**共済費長期給付及び地方公務員災害補償基金負担金に要する経費を国庫負担対象から除外する。**

○ その他

- ・ この法律は、**平成15年4月1日から施行。**
- ・ その他所要の規定の整備を行う。

地方財源の手当について

共済費長期給付及び公務災害補償に係る部分の一般財源化に伴う地方財源の手当については、**地方交付税及び地方特例交付金により全額措置。**

(参考)

国と地方に係る経済財政運営と構造改革に関する基本方針(抄)

平成14年12月24日閣議資料

1 国庫補助負担事業の廃止、縮減等

(3)平成15年度予算における具体的措置

平成15年度における具体的措置は別紙2に掲げるとおりである。

以上の措置により、平成15年度予算においては、金額で総額5,600億円程度を削減する。

なお、平成15年度から行うこととする義務教育費国庫負担金、在宅福祉事業費補助金の一部等の一般財源化に伴い、地方において必要となる一般財源の額については、その2分の1を地方特例交付金で、2分の1を地方交付税(交付税特別会計借入金(国負担4分の3・地方負担4分の1)による。)で三位一体の改革に向けた暫定措置を講ずる。

(別紙2)

平成15年度予算における具体的措置

2. 教育・文化

(ア) 義務教育費国庫負担制度の見直し

- ・ 義務教育費国庫負担金の負担対象経費のうち共済費長期給付及び公務災害補償に係る部分について一般財源化する。

共済費長期給付とは

- ・ **民間の厚生年金に相当するもの**で、積立金を都道府県と教職員本人で折半。
現在、都道府県負担分の2分の1を国庫負担。
平成15年度見込額 2,167億円
- ・ 過去、国庫負担率を引き下げた経緯あり。
… 61年 62年 63年 平成元年 2年 …
→ 1/2 → 1/3 … → 3/8 → 1/2 →
- ・ **共済費短期給付**(民間の健康保険に相当)は**従前から一般財源**。

公務災害補償基金負担金とは

- ・ **民間の労災保険に相当するもの**。
基金負担金は都道府県が全額を支出し、現在、都道府県負担額の2分の1を国庫負担。
平成15年度見込額 17億円